

県立病院経営委員会設置要綱

(設置)

第1 県立病院等の経営計画の策定や、経営計画に基づき重点的に取り組んでいる事項の進捗状況、経営上の重要事項などについて、意見・提言を得るため「県立病院経営委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立病院等の経営計画の策定に関すること。
- (2) 県立病院等の経営計画に基づく重点的取組事項等の進捗状況に関すること。
- (3) 県立病院等の経営上の重要事項などに関すること。
- (4) その他県立病院等の運営に関し必要と認められること。

(組織)

第3 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、医療局長が召集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、経営管理課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月8日から施行する。

この要綱は、平成26年4月23日から施行する。